

平成 22 年 2 月 19 日
企業会計基準委員会

企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の公表に伴う他の会計基準等の改正

公表にあたって

企業会計基準委員会では、平成 21 年 12 月 4 日に企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）及び企業会計基準適用指針第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針第 24 号」という。また企業会計基準第 24 号と適用指針第 24 号を合わせて、以下「企業会計基準第 24 号等」という。）を公表いたしました。

企業会計基準第 24 号等の公表に対応して、当委員会がこれまで公表した企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告（以下「会計基準等」という。）における所要の改正を検討しておりますが、今般、平成 22 年 2 月 12 日の第 195 回企業会計基準委員会において、以下の会計基準等の改正を行うことを承認しましたので、本日公表いたします。

- ・ 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」
- ・ 実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」

なお、これらの会計基準等の改正は、企業会計基準第 24 号等における取扱いに合わせる等の技術的なものであるため、公開草案の経路を経ずに公表するものです。

改正された会計基準等の概要

以下の概要は、改正された会計基準等において、今般改正された主な箇所の内容を要約したものです。詳細な改正内容については、改正されたそれぞれの会計基準等をお読みください。なお、これらの改正された会計基準等の適用時期は、企業会計基準第 24 号と同様です。

■ 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」

企業会計基準第 24 号等において、会計方針の変更に関する遡及適用の取扱いについての国際的な会計基準との差異がなくなったこと等に伴う所要の改正を行った。

■ 実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」

企業会計基準第 24 号等の公表により、企業会計基準第 24 号における表現等に合わせるための所要の改正を行った。

その他の会計基準等の改正

上記の会計基準等の改正は、企業会計基準第 24 号等における取扱いに合わせる等の技術的なものであり、企業会計基準第 24 号等の公表に関連したその他の会計基準等（企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」等）の改正については、別途必要な検討を行っております。

以 上